

平成18年度第5回総合セキュリティ対策会議
(平成19年1月19日)
発言要旨

【事務局説明】

事務局から検討するべき論点として、
匿名性により捜査が難航している現状等への対策
利用者が安心して利用できる環境を構築するための対策
違法・有害な環境から子どもを守るための対策
等を提示。

本会議においては、現状における問題解決のために事業者に一定の負担を課すといった方向で考えているのか。

事務局： そのような方向で考えている。

本会議における利用者の本人確認とは、具体的にはどのようなものを考えているのか。

事務局： 本人確認については、例えば、金融機関における本人確認のように厳格な手続によるものもあるが、現段階においては、そこまでのものを考えているわけではなく、何らかの証明書等で利用者の住所、氏名といった事項を特定する仕組みを考えている。

技術の進歩により身分証明書等が偽造されるケースもあるため、民間の力も活用して、新しい本人確認の技術を開発し、法律でその実施を義務付けていく必要があるのではないだろうか。

インターネットカフェにおいて利用者の本人確認を実施し、使用状況を記録するという点については、推進すべきであると考えている。

インターネット社会の成熟の一つの要素として、訴訟制度、警察制度、教育制度といった社会制度とインターネット社会がユーザビリティを確保しながらつながっていくことが必要だと思う。

例えば、訴訟制度においては、相手を特定して訴状を送達するシステムになっているが、これまで我々が裁判という形で一つの機能をそこに委ねてきた以上は、それが実現できるような環境をインターネット社会にも整備する必要があり、警察捜査の問題についても、同じことが言える。

韓国ではインターネットカフェが日本よりも普及しているが、やはり不正な利用は、会社とか家庭からではなく、インターネットカフェからの利用が多いと聞いている。

韓国では住民登録番号と本人の氏名等を関連づけるサービスを行う信

用機関があり、大規模なメディア、マスコミ等のサイトでは、そのような仕組みで本人を確認しなければならないと義務化されたとのことである。

まずは、業界団体において、もう少し本人確認の徹底や本人確認情報の管理態勢等について検討を進め、ガイドラインを見直していくことが必要であると思う。

それでも問題になった部分については、ガイドラインではなく、現行の法制度の中で、こういったもので取り締まれるかという観点での検討が必要になるのではないか。

また、しっかりと本人確認を実施しており、ガイドライン等に基づいた管理態勢が整っているというような店舗については、それが利用者に分かるようなマーク等を掲示するような仕組みを設けることも一つの方法ではないか。

法的な規制を行う前に、自主的な規制があるというのが当然の認識であると思う。

しかし、本人確認情報等の非常にセンシティブな情報を事業者に収集、保管させるといった枠組みには問題があるのではないか。

そういう意味では、インターネットカフェにおいてそのような情報を保管させずに、他の機関に一括して保管させるといった枠組みも考えられる。

本人確認等を徹底していることをいくら利用者にアピールしても、むしろインターネットカフェの匿名性を悪用しようとしている者にとっては、本人確認等を行っていない店舗が明確になってしまい、逆効果であると思う。

逆に論点 と については、利用者が安全に利用できるようにしておかなければ、利用者が利用しなくなるため、事業者の自主的対応に任せておけば、改善される問題であると思う。

本人確認等の徹底をガイドラインに任せるとするのは、なかなか難しい問題があるのではないか。

業界団体の組織率が低く、本人確認等についても加盟店舗それぞれの営業方針によって異なっているというのが実情である。

そういった営業的な側面に依存しているものについては、ガイドラインだけで底上げができるかということ、事実上、かなり難しいのではないかと思う。

現時点において、自主的なガイドライン以上のものを視野に入れて検討を開始する必要があるのではないかと思う。

現在、インターネットカフェはだれでも開業することができる状況にあるため、営業を行うためには、一定の資格を有する者を置かなければなら

ないといった枠組みが考えられるのではないだろうか。

論点 と は、規制というよりも規格づくりの問題ではないだろうか。

具体的には、利用者の情報が不正に盗み取られないようにしている、フィルタリングを導入しているといった基準を定め、それが満たされている場合にはレベル5といったような何段階かのランクを用意する。

このような取組みであれば、業界の中で自主的にやっていくことは可能であると考えられ、店舗としては、最高レベルの安全規格を満たしているというステッカーを堂々と貼ることにより、利用者の獲得を図ることができる。

これに従っていない店舗については、安全に利用しようとする利用者が利用しなくなり、自然と淘汰されていくため、法規制は必要ないのではないか。

また、店舗に一定の資格を有する者を置くという意見についてであるが、大規模な店舗ならともかく、小規模な店舗については、営業が立ち行かなくなるのではないだろうか。

今回、検討すべきそれぞれの論点については、一つ一つが深いテーマであり、今回の議論においては、それぞれの大枠として不正入手の防止及び利用者のプライバシー保護のための措置について、「このような措置が必要である。」といった合意ぐらいしかできないのではないだろうか。

また、現実的な検討を行うに当たっては、犯罪捜査が難航することにより、貴重な税金が無駄に使われるといったコストの観点も重視すべきではないかと思う。

今回の会議においては、なるべく早期にガイドラインの見直しについて業界団体に働き掛けると同時に論点 の問題について法的な規制も含めた検討を始めなければならないのではないかという議論があった。

法的な規制も含めた検討については、他の法令のバランス等も勘案して、事務局でどこまでできるのかを詰めてもらうこととしたい。

インターネットカフェにおいて利用者の本人確認を行わないことにより、今後インターネットカフェを利用した犯罪は増えていくのか、それともガイドラインの見直し等により抑止していくことができるのかといった見通しや現場の実情といったものがあれば、知らせていただけたらと思う。